

# 医療事故に対する 千葉県がんセンターの対応と謝罪運動

千葉県がんセンター  
センター長 竜 崇正

医療事故・謝罪運動の普及に向けて  
賛同者の集い

2007.10.8 南青山会館

# 医療事故予防対策

人間はミスをするもの！

医療事故はいつでもおこるもの！

- チームで医療行為。カンファレンスで方針決定
- 全ての治療行為はプロトコールにしたがって
- 主治医、担当医の個人プレイを排除
- 登録したクリニカルパスから、電子カルテでオーダー
- IT化を駆使しての安全管理、バーコード認証
- チームでダブル、トリプルチェック
- 納得できない、理解できない医療行為は行わない
- 医療行為について、文書による十分な説明
- 診療録の開示—いつでも自分の診療録を閲覧できる体制の構築(家庭から自分の電子カルテにアクセス(工事中))

# 千葉県がんセンター医療安全管理要綱

平成19年9月1日改定

## (目的)

第1条 この要綱は、千葉県がんセンター(以下「センター」という。)における医療事故の発生防止と安全で良質な医療の提供を推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

## (職員等の責務)

第2条 センター職員及びセンターにおいて業務に従事するすべての者(臨床研修医、研修生、委託事業者の社員等)は、常に医療事故の防止と安全で良質な医療の提供に努めなければならない。

## (医療安全管理委員会)

第4条 センター長は、医療の安全に係る対策、教育、調査等の承認または決定をおこなう

「千葉県がんセンター医療安全管理委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、センター長の指名による別紙の委員長及び委員により構成する。
- 3 委員長は、委員会を招集し総括する。
- 4 委員会は、毎月1回定期的に開催する。
- 5 委員会は、委員以外の有識者の意見を聞くことができる。

## (医療安全管理室と医療安全管理者)

第5条 センター長は、医療の安全に係る対策、教育、調査等の立案、情報の収集と分析、業務改善の指導等の業務を遂行する「医療安全管理室」(以下、「管理室」という。)を設置し、専従責任者として医療安全管理者を置く。

- 2 医療安全管理者は、医療安全対策に係る研修を受けた看護師、薬剤師等をもって充てる。
- 3 管理室は、次に掲げる職員で構成する。
  - (1)医療安全管理者(医療安全管理室長)
  - (2)医療安全管理委員長
  - (3)院内感染管理者(ICT代表)
  - (4)医療機器安全管理責任者
  - (5)事務職(事務局員兼務)
  - (6)その他センター長が必要と認めた者

## (医療安全相談窓口)

第6条 センター長は、医療の安全に関する患者および職員からの相談等を受けるために医療安全管理室に「医療安全相談窓口」(以下、「窓口」という。)を置く。

- 2 窓口の相談員は、医療安全管理室職員とする。

# 医療事故がおきたら

- 患者の救命
- 患者家族の人権の尊重
- 全てを隠さず説明
- 主治医など関係者の人権も尊重

## (医療事故発生時の対応等)

第8条 センター長は、医療事故が発生した場合の緊急連絡体制及び報告体制を整備しておかなければならない。

2 重大な医療事故が発生した時の対応は次のとおりとする。

(1)当事者または発見者は、直ちに緊急連絡体制により報告を行うこと

(2)当事者等は応援を求めて必要な医療に努めること

(3)当事者は、上司の指示を得て速やかに患者家族等に対して状況の説明を行うこと  
ただし、(2)を最優先させること

(4)センター長の指示がある場合、別途定める幹部職員による医療事故緊急対策会議を開催すること

(5)センター長等は速やかに概要を経営管理課に報告すること

3 2以外の医療事故が発生した時の対応は次のとおりとする。

(1)当事者または発見者は、上司、主治医等に連絡して必要な指示を受けること

(2)当事者は上司の指示を得て患者家族等に対して説明を行うこと

## (医療事故報告書の作成、報告等)

第9条 医療事故の当事者または発見者は、事実関係を時系列的にかつ客観的に記録するよう努めなければならない。

2 当事者または発見者は、報告責任者、リスクマネージャーと協議して「医療事故・インシデント報告書」(別紙様式1)を作成し、速やかに医療安全管理委員長を經由してセンター長に提出しなければならない。

# 医療事故、予期せぬ事態が起きたとき

- 医療安全管理委員長、センター長に報告
- 応援体制を強化し、病院を挙げて救命と事態の改善にあたる
- 直ちに、治療前に説明していた事態と異なる緊急事態となっていることを、上医もしくは同僚医師が看護師と同席で説明
- 記録係りが、経過と対応策、説明内容について経時的に記録
- 記録に沿って上医が(主治医と)家族に説明し、その記録を患者家族に渡す
- 予期せぬ事態となっている(なった)ことを謝罪

# 過失による医療事故の場合

- 事実経過をありのままに説明
- 謝罪
- 再発予防対策について説明
- 最大限の誠意を持って賠償することを説明



# 過失が明らかでない場合

- 事実経過をありのままに説明
- 診療録を全て開示
- 安全管理委員会での調査と再発防止対策の検討
- 当センターと無関係の2施設に外部調査を依頼
- 調査結果文書をそのまま患者家族にわたす
- 安全管理委員会での結論を受け、患者家族に説明、謝罪

安全管理と、医療事故防止対策については  
常に最大の考慮をしてきた

患者家族の人権保護についても最大の努力を  
していた(つもり?)

謝罪の仕方についてのマニュアルはまだない  
検討もしていなかった

# これからの千葉県がんセンターの対応

(ハーバード大学病院使用)

医療事故：事実説明・謝罪マニュアル

「本当のことを話して、謝りましょう」

の導入を決定し、

安全管理委員会で千葉県がんセンター仕様  
を検討中

# 日本国に対する要望

- 医療行為には、事故や予期せぬ結果となることが付き物であり、0にすることはできない。
- 結果責任を問われるので、過失がなくても謝罪せざるをえないし、保障もしなくてはならない
- 通常の医療行為を行っても犯罪者にされる



- 国民の健康を護り、世界一の日本の医療を護るため、警察や裁判所が関与しない第三者機関の設置を
- 患者保護のための保険制度を策定し、負担は全国民で医師個人では負担できない